

判例研究

〔商法 六六四〕

取締役会の承認を受けた利益相反取引に関して取締役の任務懈怠責任が肯定された事例

東京地判令六年一月一三日
令和二年(ワ)第一五九五七号 不当利得返還等請求事件(第一事件)、
令和二年(ワ)第三四〇三号 損害賠償請求事件(第二事件)
(金融・商事判例一七二七号三四頁)

〔判示事項〕

取締役が双方の会社を代表してライセンス契約を締結し、当該利益相反取引においてライセンスを受ける会社が当該契約の締結について事後的に取締役会による承認を行い、ロイヤリティとして金銭の支払いをした場合に、当該契約に基づくロイヤリティは発生しておらず、これを支払う必要がなかったことなどの判示の事実関係の下では、当該取締役は、同社に対し会社法四二三条に基づく責任を負う。

〔参照条文〕

会社法三五六条一項二号・三号、三六五条一項、四二三条一項・三項一号

〔事実の概要等〕

1. Xは、平成七年に設立された電解技術の研究開発等を目的とする株式会社・取締役会設置会社であり、令和三年五月三十一日に解散した。Yは、平成二十六年に設立されたトリチウム水・重水の分離濃縮技術の研究開発等を目的と

する株式会社である。

Y_2 は、平成一四年頃から令和元年二月一八日までの間 X の取締役の地位にあり、平成二三年三月から令和元年一月一日までは X の代表取締役の地位にあった。また、 Y_2 は平成二六年一月以降、 Y_1 の代表取締役の地位にあった。

2. 平成二九年三月二四日付けで、 Y_2 は、 X と Y_1 の双方を代表して、① Y_1 が所有する電解水生成装置（以下「本件装置」という）を X に無償で提供し、② X が Y_1 との間で個別契約を締結することにより本件装置を使用して製造される製品（以下「本件製品」という）を製造・販売することができ、③ X が Y_1 に対し個別契約の規定に従いロイヤリティを支払うことなどを内容とするライセンス基本契約（以下「本件基本契約」という）を締結した。また、同日付けで、同じく Y_2 が両社を代表して、本件基本契約に基づき、 X が第三者に本件製品を販売することについての個別ライセンス契約（本件個別契約）を締結した。ただし、これらの契約書は平成三〇年三月以降に契約締結日を遡及させて作成されたものであった。

公認会計士からは、 X がその費用で装置を製造している場合の所有権・使用権の明確化や、 Y_1 の技術の使用料に関

する契約の必要性について指摘を受けており、弁護士からは、契約締結日のバックデットや、 Y_1 の固有技術が争う余地のないほど強固なものと言えるのか疑問が呈されていた。

3. 平成三〇年六月一日開催の X の取締役会（以下「本件取締役会」という）において、本件ライセンス契約を事後的に承認する旨の決議（以下「本件取締役会決議」という）がされた。

本件取締役会の議事録上、 Y_1 が開発した電解水生成装置は X が製造費用九七万九七五〇円を立て替えて製造し X が使用許諾を受けたものであるとされている。

4. Y_2 は、 X を代表して、 Y_1 に対し、本件ライセンス契約に基づくロイヤリティとして合計八四一万四二三円を支払った。具体的には、平成三〇年三月分までのロイヤリティ合計一五万四二二三円から、 X が Y_1 のために立て替えて支払ったとする電解水生成装置の製造費用九七万九七五〇円を相殺し、残額である五七万四四六三円を支払い、さらに平成三〇年四月分から令和元年一月分までのロイヤリティとして合計六八六万〇二〇円を支払った。

5. しかし、実際は、 Y_1 が X に対して本件基本契約に基づき本件装置を引き渡した事実は認められず、 X が本件装置を利用して製品を製造していたとも認められず、むしろ、

Xが使用している電解水生成装置はXの所有する装置であると認められた(裁判所の認定事実)。したがって、本件ライセンス契約に基づくロイヤリティは発生しておらず、Y₂はXを代表して支払う必要のない金員を支払ったことになる。

6. 平成三十一年四月一日、Y₂は、X・Y₁両社を代表して、XからY₁に対して一〇〇万円を貸し付ける金銭消費貸借契約(以下「本件消費貸借契約」という)を締結した。本件消費貸借契約は利益相反取引に該当するが、Xの取締役会においてこれを承認する旨の決議はされていない。

7. Y₂は、令和元年二月一八日開催のXの臨時株主総会において、「自己が取締役を務めるY₁との間でXの取締役会の承認を経ないで利益相反取引を行い、また、Y₁を通じてXと競合する取引を行おうとしていた」ことを理由に、任期途中でXの取締役を解任された(以下「本件解任」という)。

8. Xは、(1)Y₁に対し、Y₂がX及びY₁双方を代表してXの取締役会の承認を経ずに締結した本件消費貸借契約が利益相反取引として無効であるとして不当利得(五八〇万五〇〇六円及び遅延損害金)の返還を求め(第一事件)、(2)Y₂に対し、Y₂がX及びY₁双方を代表して締結した本件ライ

センス契約に基づきXがY₁に支払ったロイヤリティが不要な金銭の支払であり、Xに損害が生じたなどと主張して任務懈怠(会社法四二三条一項)に基づく損害賠償請求を求めた(第二事件)。これに対し、第一事件につき、Y₁は、Xに対し、本件ライセンス契約に関し、ロイヤリティ又はロイヤリティ相当損害金(一八六七万四五四円及び遅延損害金)の反訴をし、第二事件に関し、Y₂は、Xに対し、任期途中で取締役を解任されたなどと主張して、会社法三三九条二項に基づき残任期間分の役員報酬相当額四五〇万円と遅延損害金の支払いを求めた。

〔判決の要旨〕 番号は適宜付記

1 Y₁の不当利得の有無について

「……本件消費貸借契約は、Y₂がX及びY₁の双方を代表して締結されたものであり、会社法三五六条一項及び同法三六五条一項二号(注・三五六条一項、二号の誤記)に規定する利益相反取引に該当するところ、取締役会の承認がされていないことから、無効である。したがって、XからY₁に対して本件消費貸借契約に基づき交付された一一〇〇万円のうち、令和六年八月三十一日までにY₁から弁済済みの金額を除いた五九〇万五〇〇六円は、法律上の原因を欠くも

のとして不当利得に当たるとして

2 Y₂の任務懈怠責任について

(1) 任務懈怠の推定について

「……本件ライセンス契約は、Y₂がX及びY₁の双方を代表して締結されたものであり……、会社法三六五条一項二号・三号（注・三五六条一項二号の誤記）および三六五条一項に規定する利益相反取引に該当する。そのため、同法四二三条三項一号により、当該利益相反取引によってXに損害が生じたときは、当該利益相反取引を行った取締役であるY₂は、その任務を怠ったものと推定される。そこで、Xに当該利益相反取引による損害が生じたのか否かについて、検討する。」

(2) Xの損害について

ア. ①本件ライセンス契約の対象となる本件装置は本件基本契約で特定されておらず、本件装置に用いられる技術も契約書や議事録で具体的に特定されていないこと、②Y₁らが主張する重水の分離濃縮技術はXが使用している電解水生成装置でも共通に使われているが、Y₁が独自に開発したものと推定できないこと、③Y₁がXの事業及び研究・開発体制を承継した事実は認められず、Y₁らが主張する技術がY₁保有のものと推定できないこと、④本件装置に用いら

れている技術につき不合理な主張の変遷があることから、「本件ライセンス契約の対象となる本件装置に用いられる技術は、……そもそも本件特許願に係る技術であるか疑問が残る上、……同技術がY₁の保有するものであると認められない。」

イ. Xが現在使用している電解水生成装置はXの所有する電解装置であると認められる。

ウ. 作成経緯やバックデータとして作成されたことから「本件ライセンス契約は、利益相反関係にあるXとY₁との間で、Y₁がXからロイヤリティ名目で金銭を受領するため締結されたものにすぎないとも考えられ、本件装置及び本件装置に用いられる技術がY₁の保有するものであるかどうかには疑問が残る。」

エ. 「以上からすると、Y₁が、本件基本契約の対象となる本件装置に用いられる技術を保有し、かつ、本件装置を製作・所有しているとは認められず、Y₁がXに対して本件基本契約に基づき本件装置を引き渡した事実は認められず、「……Xが本件装置を利用して製品を製造していたとは認められないことから、本件ライセンス契約に基づくロイヤリティは発生しないにもかかわらず、Y₂は、Xを代表して、Y₁に対し、本件ライセンス契約に基づき支払う必要

のない本件支払済みロイヤリティ合計八四一万四二二三円を支払ったものであると認められる。したがって、本件支払済みロイヤリティ合計八四一万四二二三円は、 Y_2 の利益相反取引によるXの損害であると認められる。」

(3) 結論

「……Xに損害が生じたと認められることから、利益相反取引を行った取締役である Y_2 は、その任務を怠ったものと推定され、この推定を覆すに足りる事情は認められない。よって、Xは、 Y_2 に対し、取締役の任務懈怠に基づく損害賠償請求権に基づき、損害金八四一万四二二三円及びこれに対する……民法所定の年三%の割合による遅延損害金の支払いを求めることができる。」

3 Y_1 のXに対するロイヤリティ等支払請求について

2で説示したとおり、 Y_1 がXに本件基本契約に基づき本件装置を引渡したことが認められないことから、①本件装置の引渡を前提とする本件ライセンス契約の債務不履行に基づく損害賠償請求には理由はない、② Y_1 が独自に開発した技術を用いた本件装置をXが使用して製品を製造したことは認められず、法律上の原因なくXが利得しているとは認められないとして、不当利得返還請求には理由がない。その余の点を判断するまでもなく、 Y_1 のXに対するロイヤ

リティ支払請求には理由がない。

4 Y_2 の解任について正当な理由があるかについて

(1) 正当な理由の規範

「会社法三三九条二項の『正当な理由』とは、会社において取締役として職務の執行を委ねることができないと判断することやむを得ない客観的、合理的な事情が存在する場合をいうものと解される。」

(2) 正当な理由の存在

「……① Y_2 はXの代表者であり、自身が代表取締役を務める Y_1 との間で本件消費貸借契約を締結するためには、利益相反取引に該当するため取締役会の承認が必要であることを認識しながら、……取締役会の決議を経ることなく、一一〇〇万円という多額な金銭を貸し付ける内容の本件消費貸借契約を締結したものであり……、本件消費貸借契約の締結は法令違反行為に当たり、 Y_2 が取締役として負う善管注意義務及び忠実義務に違反するものである。②また、…… Y_2 は、取締役の任務懈怠に基づく損害賠償責任を負うものである。③そして、これらの事由は、会社において取締役として職務の執行を委ねることができないと判断することやむを得ない客観的、合理的な事情に当たるといふべきである。」

(3) Y₂の主張の排斥

Y₂は、①Xの事業は、電解槽をY₁からライセンスされて初めて存続しうるもので、Y₁に依存する関係にあつて本件消費貸借契約が取締役会で承認される可能性は高かった、②本件消費貸借契約の目的をY₁の資金繰りに窮したことを主張するが、①は、3の説示の、Y₁がXに本件基本契約に基づき本件装置を引き渡したことが認められないことを理由に否定し、②は専らY₁の経営に係るものであること、高額な貸付額と元利均等払いで一八年以上の長期にわたり返済を継続することという内容であることから、本件消費貸借契約がY₁の取締役会で承認される見込みがあつたとは認められず、「Xの主張するその余の点を判断するまでもなく、本件解任について正当な理由があると認められる。」

〔研究〕

結論および理論的な枠組みとも賛成。会社法四二三条三項の損害（一項の損害との異同等を含む）、任務懈怠についてはさらに理論的な検討の余地がある。

一 本判決の意義等

本件は、(1)事後的に取締役会の承認を得た、Y₂の自己の代表する他社との間でのライセンス契約の締結が、会社法三五六条一項及び同法三六五条一項二号所定の利益相反取引に該当し、同契約に基づくライセンス料の支払が「損害」に該当するとして、会社法四二三条三項一号により任務懈怠を推定し、推定を覆す事情はないとして、Y₂の任務懈怠責任を認め、また、(2)当該取締役の解任につき会社法三三九条二項の正当な理由を認めた裁判例である。

本判決の争点は、①本件消費貸借契約の有効性、②本件ライセンス契約等に関するY₂の損害の有無・任務懈怠の推認、③Y₁のXに対するロイヤリティ支払請求の可否、④Y₁の解任の「正当な理由」の有無であるが、本報告では、事後的に取締役会で承認された利益相反取引についての任務懈怠責任という理論的にも実務的にも重要な論点があり、また、一見、事実認定の問題にすぎないように見えるけれども、理論的な検討を促す可能性のある論点を含む、争点②を中心的に検討し、併せて実務的な意義がある争点④も検討する。

先行評釈として、商事法務二三九七号七七頁、尾関幸美TKCローライブラリー新・判例解説 Watch 商法 No. 190

がある。

二 直接取引該当性の判断

二一 本件における直接取引該当性と「自己又は第三者のために」の解釈

本件では、 Y_2 がX社と Y_1 の双方を代表してライセンス契約を締結している。〔判決の要旨〕2(1)は、この利益相反取引につき、会社法三五六条一項二号を引用し、また、「X及び Y_1 の双方を代表して」との文言から、第三者(Y)のために行った直接取引と認定している(尾関・前掲三頁)。

会社法三五六条一項二号の「自己または第三者のために」について、名義においてという趣旨と解する名義説・形式説と、計算において(その経済的効果が自己または第三者に帰属する)という趣旨と解する計算説・実質説とがあるが、本件は、 Y_2 が双方を代表しているため、名義説、計算説のいずれの立場に立つても「第三者のために」の要件を満たし、両説の対立は結論に影響を及ぼさない。

二二 直接取引該当性の実益と本件における意味
もっとも、直接取引に該当するとなると、会社法四二八

条一項の適用可能性に実益がある。同項によれば、自己のために直接取引をした取締役は、任務を怠ったことが自己の責めに帰することができない事由によるものであることの証明によって責任を免れることができない。 Y_2 の行為は、第三者(Y)のためにした直接取引であり、文言上、同項は適用されない。しかし、同項は、取締役が会社の損害において利益を得た場合に、たとえ帰責事由がないとしても、利益を保持させるべきではないとして任務懈怠責任を嚴格化する趣旨の規定であるから、第三者の直接取引であっても、その利益が利益相反取締役(本件では Y_2)が相手方(本件では Y_1)の全株式を保有する等、利益が取締役自身に帰属すると同視できるときは、同項の類推適用を認めるべきとの見解が有力である(江頭憲治郎『株式会社法(第九版)』(有斐閣、二〇二四)四六五～四六六頁注二、五〇四～五〇五頁注七、高橋美加ほか『会社法「第四版」』(弘文堂、二〇二五)二〇七、二三五～二三六頁)。ただし、 Y_2 が Y_1 の全株式を保有する場合でも、本件では四二八条一項の適用を論じる実益は乏しい。なぜなら、 Y_2 は契約締結時に取締役会の承認を得ておらず、会社法三五六条一項違反という法令違反行為があり、かつロイヤリティの支払によりXに損害を与え、任務懈怠と認定されているため、責

任を免れることは困難であり、仮に Y_2 が無過失を主張したとしても、三五六条一項違反という法令違反行為について故意・過失がないことを立証することは事実上不可能だからである。本件の事実関係の下で四二八条一項により帰責事由の証明による免責が認められないという帰結は、差異をもたらさない。

三 会社法四二三条三項の構造・趣旨

三一 利益相反取引における取締役の責任構造

〔判決の要旨〕 2 (1) では、利益相反取引をした Y_2 の任務懈怠責任につき、会社法四二三条三項に基づく検討がされている。会社法四二三条三項は、利益相反取引によって会社に損害が生じたとき、利益相反取引によって会社に損害（数額も含む）が生じたことを主張立証すれば、承認の有无にかかわらず、(二)項と異なり、「三五六条一項の規定に違反して」の文言がない）、①三五六条一項の取締役、②会社が当該取引をすることを決定した取締役、③当該取引に関する取締役会の承認の決議に賛成した取締役は、その任務を怠ったものと推定する。そこで、四二三条一項に基づく任務懈怠責任と異なり、原告は、①取引が利益相反取引であること、②取引により会社に損害が生じたことを主

張立証すれば足り、取締役側が責任を免れるためには、推定を覆す必要がある。

三二 本判決における適用

〔判決の要旨〕 2 は、(2) で X の損害を認定し、(3) で、任務懈怠を推定し、「推定を覆すに足りる事情は認められない」と判示している。

Y_2 は、推定を覆す反証をしていない（金判一七一七号三九頁「当事者の主張」右段落三(2)の被告の主張欄では「争う」とのみ記載されている）が、事例を離れて一般論として、取締役が「自らに任務懈怠がないこと」を主張立証することにより推定を覆して責任を免れる余地があるかについては、議論がある。立案担当者は、取締役が適法な手続を経て、かつ、善管注意義務を尽くしていたことを主張立証すれば、会社法四二三条一項の責任を免れることができる（相澤哲『新・会社法の解説』（商事法務、二〇〇六）一一八頁）。この見解によれば、会社法四二三条三項は任務懈怠の立証責任を転換する規定にすぎず、取締役が善管注意義務を尽くしていたことを立証すれば推定は覆滅される。

これに対し、様々な理論構成により、会社法四二八条一

項が適用される自己のために直接取引をした取締役は、推定を覆すことができず無過失責任を負うとする見解も有力である（学説の状況につき、吉原和志「会社法の下での取締役の対会社責任」江頭憲治郎先生還暦記念『企業法の理論（上）』（商事法務、二〇〇七）五四四～五四六頁、岩原紳作編『会社法コンメンタール九—機関③』（商事法務、二〇一四）三三〇～三三五頁「森本滋」、江頭憲治郎・中村直人編著『論点体系 会社法（第二版）三』（第一法規、二〇二二）五七四～五七七頁「中村信男」参照）。

ただし、本件では三五六条一項違反である上、開示された重要事実が不正確・虚偽であった事情も認められるなど（後述三一三）、法令違反行為が明白であるため、推定覆減の可否という理論的問題は、本件の結論に実質的な影響を与えるものではない。

三一三 取締役会による事後承認の効果

留意する必要があるのは、本件は、平成三〇年六月一日の取締役会決議で本件基本契約・本件ライセンス契約が有効なものとして事後承認されているため、任務懈怠責任につき、承認のない場合とは異なる考慮が必要となるか、必要としたらどのような考慮が必要かである。

会社法四二三条三項の損害の推定規定の趣旨は、利益相反取引が常に会社に損害を及ぼすおそれのある行為であることから、当該取引の結果会社に損害が生じた場合には取締役が任務を怠つたものと推定することで、これらの者に慎重に行為をするよう求める点にあるとされ（新類型別会社訴訟三五）判タ一五三二号（二〇二五）一九頁、高橋ほか・前掲二三四頁。江頭・前掲五〇四頁参照）、会社法四二三条三項は、取締役会による承認の有無にかかわらず適用される。

しかし、当該承認は会社に対する善管注意義務・忠実義務違反による責任を免除する効果を有するものではなく（前掲・コンメンタール九・二六七～二六八頁「森本滋」、東京地方裁判所商事研究会著『会社訴訟の基礎』（商事法務、二〇一三）八五頁）、事後承認されてもYが利益相反取引につき会社法三五六条一項二号、三六五条一項所定の取締役会による事前承認手続を採らなかったとの法令違反行為をした善管注意義務・忠実義務違反であること自体には変わりはなく、当該取引により会社に損害が生じた場合、任務懈怠が推定される（酒巻俊雄ほか編代『逐条解説会社法五 機関・二』（中央経済社、二〇一一）三五二頁「青竹正一」）。取締役会の承認を得て三五六条一項一号の競業

取引をした場合に関する記述としてであるが、前掲・会社訴訟の基礎七四頁)。

また、利益相反取引をする場合に取締役会に開示しなければならぬ「重要な事実」は、取締役会が、当該取引が会社に及ぼす影響を踏まえて適正に判断するために必要な範囲という観点から、取引の種類、目的物、数量、価格、履行期、取引の期間等を明らかにする具体的な情報が画定される(落合誠一編『会社法コンメンタール八―機関②』(商事法務、二〇〇九) 八四頁「北村雅史」)。高橋ほか・前掲二四二頁も参照。

利益相反取引における利益相反の構造や資金の流れは、会社法三五六条一項柱書に規定される重要事実と該当する。取締役会が利益相反取引の承認をすべきか否かを適正に判断するためには、単に会社と取引相手方との間の取引内容を開示するだけでは不十分である。

会社法三五六条一項柱書が定める重要事実とは、承認機関である取締役会が当該取引の承認の可否を判断するために必要な資料を提供するという観点から判断されるべきものである。したがって、利益相反の具体的な構造や、取引によって生じる資金の流れといった事実、当該利益相反取引を評価する上で極めて重要な事実であると評価するこ

とができる。また、これらの事実について予見可能性があることを理由として、取締役会における開示を省略することとは許されない。利益相反取引の問題に適切に対処するためには、利益相反関係にない取締役に対する適切な情報開示が重要な要素となるからである。予見可能性を理由として説明を省略してよいものではない。したがって、利益相反取引の承認決議においては、取引の形式的な内容のみならず、利益相反の構造、資金の流れ、当該取引が会社に及ぼす実質的な影響等について、具体的かつ正確な情報を開示することが求められる。

本件では、(判決の要旨) 2(2)の記載を見る限り、Xの取締役会に開示された情報は、上記を満たす重要な情報とはいえず、事実と反する虚偽の情報とすらいえる。

この点について、静岡地判令和六・四・二五(金判一七〇三号二頁)の判例研究(増田友樹・判批)が指摘するように、利益相反の構造や資金の流れは、取締役会において開示されるべき重要事実と当たる。会社法三五六条一項柱書の重要事実、承認機関が承認をすべきか否かを判断するための資料を提供するという観点から判断されるのだとすると、利益相反の構造や資金の流れは、当該取引を評価する上で重要な事実だといえる。したがって、単に会社と

相手方との取引の内容を開示するだけでは十分でない。また、予見可能性を理由に重要事実の開示を省略してよいものではない。利益相反の問題に対処する上で、利益相反のない者への適切な情報開示は重要な要素であり、予見可能性を理由にその説明を省略してよいものではない。

これまで「重要な事項（重要な事実）の開示が不十分であること」を理由に、承認・追認自体の効力（有効・無効）を論じた判例・公判裁判例はないようであるが（弥永真生「判批」ジュリ一五一七号一一七頁も参照）、本件における問題は、虚偽・不正確な情報に基づく承認では、取締役会によるチェック機能が全く働かないため、承認の趣旨が没却されるという点である。

会社法三五六条・三六五条が取締役会の承認を要求する趣旨は、利益相反取引の危険性に鑑み取締役会による実質的なチェックを求める点にあるから（前述のとおり）、虚偽・不正確な情報に基づく承認では、このチェック機能が全く働かないため、承認の趣旨が没却されてしまう。そこで、本件のように開示された情報が虚偽・不正確である場合の承認決議の効力については、（a）形式的には承認決議の効力は認められるとしても、（b）取締役会が適正な判断をなし得る前提を欠く以上、実質的には「適法な承

認」とは評価することはできず、承認決議がない場合と同視されるべきである。

このように解した場合、本件基本契約、本件ライセンス契約の事後承認は、①形式的承認としての外形は存在するものの、②実質的には取締役会による適法な承認がなかったと評価されることになる。

したがって、事後承認があることによってY₂に問われる任務懈怠責任の内容が、承認がない場合と比べて、特段の相違を生じることはないと考えられる。より詳細に述べれば、Y₂には、（i）契約締結時に取締役会の事前承認を得なかった三五六条一項違反という法令違反行為、（ii）事後承認の際に虚偽・不正確な情報を開示した善管注意義務・忠実義務違反という任務懈怠が認められ、これらは事後承認の存在によって治癒されるものではない。このことは、後述する本判決の損害認定の枠組みを理解する上でも重要な前提となる。

四 本判決の損害認定の枠組み・任務懈怠の捉え方と差額説

四―一 損害認定の枠組みと任務懈怠の捉え方
本判決で注目されるのは「判決の要旨」2(2)の損害の認

定の枠組み及び推定される任務懈怠をどうとらえるかである。会社法四二三条三項の「損害」は、取締役の行為によって会社が被った損害額をいい、損害を被ったか否かは、取引の必要性及び取引条件等の公正性を基準として、判断するものとされ、公正な条件は、客観的な相場があればそれにより、相場がない場合には、利益衝突のない、独立した当事者間でその取引が行われた場合の条件を想定するものと学説では理解されている(北村雅史「競業取引・利益相反取引と取締役の任務懈怠責任」森本滋先生還暦記念『企業法の課題と展望』(商事法務、二〇〇九)二四一、二四二頁、江頭・前掲四六八頁注七等)。裁判例でも、同様の判断枠組みを採る裁判例(静岡地判令和六・四・二五LLJDB07950237)がある。この判断枠組み自体は学説上も有力に主張されてきたものであり(江頭・前掲四六八頁注七等)、本件のような有償取引の場合にも妥当する。

もっとも、「判決の要旨」2(2)エは、「Y₁がXに対して本件基本契約に基づき本件装置を引き渡した事実は認められず、Xが本件装置を利用して製品を製造していたとは認められない」という認定から「本件ライセンス契約に基づくロイヤリティは発生しない」という結論を導いている。この説示は、利益相反取引の条件と公正な通例的な取引条件

との差額を損害と認定するものではなく、契約締結時と契約締結後の契約の履行とに分け、契約締結後の履行に関する事情を理由とした説示と捉えることもできそうである。

〔判決の要旨〕をこのように理解した上で、契約の内容及び条件の公正性を特段検討していない点を疑問視する見解がある(金判一七一七号三六頁の匿名解説)。

しかし、「判決の要旨」2は、本判決の判示は、契約締結とその後の履行を分断して評価しているのではなく、むしろ契約締結時からその後の履行状況を含む一連の行為を「実体のない取引」という視点で包括的に評価するものと解すべきである。すなわち、Y₂は、①Y₁に技術がないことを知りながら、②装置の引渡しもできないことを知りながら、③バックデットで契約書を作成し、④取締役会に重要な事実を開示しないで承認を得て、(2)ウの「Y₁がXからロイヤリティ名目で金銭を受領するために」「実体のない契約」を締結し、同契約に基づき、製品製造もないのに支払を継続させたこと、すなわち、実体のない契約に基づき支払われた金員が損害と認定したと再構築することもできる。

このような判旨の整理は、本争点と表裏の関係にある、Y₁のXに対するロイヤリティ等支払請求に係る〔判決の要

旨」3における、「Y」がXに対して本件基本契約に基づき本件装置を引渡したことが認められない」との判示が、多少文言は異なるものの、趣旨を示していることにも適合している。

したがって「判決の要旨」2(2)エの要諦は、「本件ライセンス契約に基づくロイヤリティは発生しないにもかかわらず、……支払う必要のない本件支払済みのロイヤリティ合計八四一万四二三三円を支払ったものであると認められ……(同金額が)……Yの利益相反取引によるXの損害」との判示部分と捉えるべきであり、「製品を製造していない」という文言は、履行段階の事情を契約締結時の事情と区別して取上げたものではなく、「実体のなさ」を認定・評価するものと理解すれば足りる。

そして、当該損害から推定される任務懈怠は、上記①④の一連の行為全体であると捉えることができる。すなわち、(i) 契約締結時に取締役会の事前承認を得なかった三五六条一項違反という法令違反行為、(ii) 事後承認の際に虚偽・不正確な情報を開示した善管注意義務・忠実義務違反(前述三―三で詳述)、(iii) 実体のない契約に基づき不要な支払を継続させた行為、これらを包括した任務懈怠が推定されると解される。

四―二 先行裁判例との比較

このような「実体のない契約」という視点からの「損害」の認定や「任務懈怠」の推定あるいは認定は、次に述べる幾つかの裁判例でも見られる。

(1) 名古屋地判平成二七・六・三〇金判一四七四号三二頁は、それぞれ別の会社との間で店舗用複合器の導入に係るコンサルティング契約と金融商品取引業に係るコンサルティング契約を締結し、各契約に基づきそれぞれ二六二五万円、二三一〇万円を支払った行為が会社に対する任務懈怠(会社法四二三条一項)ないし不法行為(民法七〇九条)に当たることが争われた事案で、いずれも、Xから金員を支出するための架空かつ名目の契約であったと言わざるを得ず、これらの契約を締結して資金を支出すべき必要性も認められないとして、Yらには会社に対する故意の善管注意義務違反が認められ、ひいては会社に対する任務懈怠(会社法四二三条一項)ないし不法行為(民法七〇九条)に該当するとした。損害については、YらがZに対して「Xから不法に金員を得させる目的で支出するための架空契約であり」「コンサルティング契約業務が提供された事実は認められ」ず、「支出した金額全額がXの損害に当たる」とし、Yらの任務懈怠と損害との間の相当因果関係に

ついても説明を付することなく当然に認められるとした。

(2) 東京高判平成二八・一〇・一二金判一五五三号四八頁は、上場廃止後に交代したXの新経営陣が、交代前の元代表取締役Yが在任中に、Xが保有していた、会社更生手続中の株式会社Zの株式を売却する際に、同社に関するデューデリジェンスやコンサルティング業務の報酬名目の下にZ(ゴルフ場経営会社)に約一億円を支出したことが取締役としての善管注意義務違反があったと主張して損害賠償請求を求めた事案につき、Yの善管注意義務違反があり、任務懈怠に当たるとして、損害については、Zに送金した約一億円を損害と認定した。

(3) 福岡高判平成二四・四・一〇判タ一三八三号三三五頁は、レストラン運営会社との委託契約終了の際に、Z(ゴルフ場経営会社)が支払った二〇〇〇万円の補償金に関して、支払いに関与した取締役Y(Zの代表取締役)は、直前までレストラン運営会社の代表取締役を兼務)の任務懈怠責任であるとしてZの株主であるXらが提起した株主代表訴訟で、明らかに不適切な項目、金額が含まれていたにもかかわらず、Yらは、補償の要否及び金額の相当性について専門家の助言を得ることあるいはYら自身による法的な検討を怠ったとして善管注意義務違反を認め、

損害を認定した(同判決は、裁判所が認定する損害額を上回る部分の支払金額が損害に当たるという前提に立つて損害額を認定している。飯田秀総「判批」ジュリ一四七六号九七頁)。

(1)(2)は、実体がない契約の事案では、支払った金額全額が損害と認定され、相当因果関係も認められる点で、本判決と同じ判断枠組みを採用したものといえる。これに対し、(3)の裁判例は利益相反取引の内容の公正性の範疇で理解できるとする見解(飯田・前掲九九頁、松尾健一「判批」リマックス四八号八五頁)と、支払う必要があったかどうかに着目している点を本判決と類似する部分があると解しうるとの見解(本判決匿名解説三七頁)があり、後者の見解によれば、(1)(2)と通底すると捉えることができる。

四―三 差額説との関係

さらに、差額説との関係も改めて検討が必要となる。会社法四二三条一項(および三項)の責任は、債務不履行責任の特則としての法定責任(相澤・前掲一一七頁、前掲・コンメンタール九・二二三、二二三頁「森本滋」)であるから、その損害の範囲は任務懈怠(債務不履行)と相当因果関係に立つ損害(民法四一六条参照)を賠償することに

なると考えられている（前掲・コンメンタール九・二七九、二八〇頁「森本滋」、「新・類型別会社訴訟三三」判タ五一三〇号三三・四〇頁）。それゆえ、役員の任務懈怠がなければ維持されていたはずの会社の財産状態と現在の財産状態の差（差額）が損害であり、任務懈怠との間で相当因果関係が認められる範囲で賠償が認められる（江頭・前掲五〇三頁参照）。

差額説を定式どおり適用すれば、損害は「実際に支払ったロイヤリティー公正なロイヤリティー」として算定される。通常の利益相反取引では、取引条件の公正性を判断するため、市場における類似技術のライセンス料の相場と比較して過大な支払があったかを検討することになる。しかし、「判決の要旨」2(2)ではこのような検討は一切行われず、支払済みロイヤリティー全額（八四一万四二三三円）を損害と認定している。

しかし、本判決のこのような認定は、差額説と矛盾するものではない。本件は、Yが技術を保有せず、装置の引渡しもなく、製品製造の事実もないという「実体のない契約」であると認定されている。このような契約では、そもそもロイヤリティー債務を観念することができず、公正な対価は〇円と評価されるべきである。したがって、差額説の

計算式に当てはめれば、「実際に支払ったロイヤリティー（八四一万四二三三円）－公正なロイヤリティー（〇円）＝八四一万四二三三円」となり、支払額全額が損害となると説明することができる。

この点は、契約の内容及び条件の公正性を判断する局面を、契約に実体がある場合に限定して理解するか（尾関・前掲四頁）、実体がない場合も同局面に含めた上で公正な対価を〇円と評価するかという説明の仕方の相違にすぎず、結論に差異は生じない。

本件のような実体のない契約における損害認定については、四―二で検討した先行裁判例（名古屋地判平成二七・六・三〇、東京高判平成二八・一〇・一二）でも同様に支払額全額が損害と認定されており、確立した実務といえる。ただし、「実体のない契約」の要件や範囲、推定される任務懈怠の内容については、学説・実務において十分な議論の蓄積はなく、今後さらに理論的な検討が深められるべきである。

四―四 静岡地判令和六・四・二五と本判決への示唆

本判決と同様、利益相反取引が問題となった静岡地判令和六・四・二五LL/DBo7950237は、寄付行為（無償取

引)について通例取引との比較を前提として、二段階の判断枠組み(第一段階としてCSR目的と資金融通目的を比較し、第二段階として資金融通目的がCSR目的と矛盾しない場合に昭和四五年最高裁判例の判断基準を適用するという枠組み)を採用した。しかし、この判断枠組みには、(1)第一段落をクリアすると、第二段階では利益相反の問題を特段考慮することなく、本件寄付に係る取締役の裁量を広く認めてしまう可能性がある、(2)質的に異なる目的(CSR目的と資金融通目的)の比較・評価は明確な基準を設定できず、運用も困難である、(3)利益相反取引では、利益相反取引に関わる取締役は、取締役としての任務として、会社法三五六条に基づき重要事実の開示と取締役会の承認を得る手続の履践に加えて、取引の公正さを確保することが求められ、より公正な取引条件の整備に努めることが要請される結果として、利益相反関係がない場合の業務執行と比較して、取締役の裁量は制約されると解すべきであり、また、利益相反の影響を排除又は軽減するための措置を積極的に講じることが求められると解すべきであって、そのような措置を講じることなく当該寄付の交付において重要な役割を担った取締役については、善管注意義務違反が認められるべきである、との問題点が指摘されている(増田

友樹・金判一七〇三号五頁)。利益相反取引における重要事実の開示範囲及び利益相反取引における取締役の裁量の制約という(3)の観点は、本判決でも当てはまり、Xに対して重要事実の開示を怠り、また、利益相反の影響を排除又は軽減する措置を講じていない点にY₂の任務懈怠責任を認めることができるであろう。

五 四二三条一項の任務懈怠責任について

Y₂の行為は、「法律上の根拠なく第三者に金銭を支払って会社財産を逸出させる行為」として、取締役の善管注意義務・忠実義務違反に基づく会社法四二三条一項の責任を追及することも可能である。ただし、一項と三項では損害の主張立証等で次のような相違がある。

第一に、会社法四二三条三項では、①取引が利益相反取引であること、②取引により会社に損害が生じたことを主張立証すれば足り、取締役の任務懈怠が推定される。これに対し、一項では、①取締役の法令・定款遵守義務違反行為その他の善管注意義務・忠実義務違反行為などの任務懈怠の具体的内容、②会社の損害発生とその額、③両者の因果関係を主張立証する必要がある、立証責任の観点から三項のほうが有利である。

第二に、会社法四二三条三項は一項の損害額を推定する規定であり、両者の「損害」は同義と解するのが通説である（東京高判令和四・七・一三金判一六六二号一四頁）。しかし、理論的には同額になる保証はなく、一項の損害のほうが小さくなる可能性があるとの指摘もある（前掲・コンメンタール九・二八五頁〔森本滋〕）。

もっとも、上記の理解（一項と三項の「損害」同義説）には、会社法四二三条三項の立法趣旨との緊張関係という根本的な問題が伴う。すなわち、三項の推定規定は、利益相反取引に関与した取締役に対する責任追及を実効化するために、①取引が利益相反取引であること及び②会社に損害が生じたことの立証をもって、任務懈怠を推定するといふ訴訟上の利益を原告たる会社側に付与するものである。しかし、三項の「損害」を一項の損害と同義（すなわち任務懈怠と相当因果関係に立つ損害）と解すると、原告は損害を立証する過程で実質的に任務懈怠の内容（例えば、取締役が公正な取引条件の整備を怠ったこと等）まで主張・立証せざるを得なくなり、三項が設けた推定の実益が没却されてしまう（笠原武朗「判批」ジュリ一五八二号三頁、高橋美加「判批」ジュリ一五九三号九七頁参照）。この問題を回避し、三項の推定の実益を維持するための

解釈として、三項における「損害」は一項のそれとは區別して、「客観的に公正な対価と実際の取引対価との差額（乖離）が生じていること」という定型的・類型的な損害の存在をもって足りると解すべきとの見解が有力に主張されている（笠原・前掲三頁）。この理解によれば、原告は、当該利益相反取引における取引対価が客観的公正価格を下回る（又は上回る）という差額の存在を立証すれば足り、そこから任務懈怠が推定される。被告取締役側は、当該取引が利益相反の影響を排除した公正な条件で行われたこと（すなわち任務懈怠の不存在）を反証する負担を負い、反証できない場合には、民事訴訟法二四八条の活用も含め裁判所が相当な損害額を認定することになる。このように三項の「損害」を定型的な差額の存在と解することは、単に原告の立証負担を軽減するにとどまらず、利益相反取引において情報の非対称性が著しい中で取引の公正性確保という同条の規範目的とも整合する。すなわち、内部情報を把握し利益相反の構造を自ら作出した取締役に対し、取引の公正性に係る情報優位を活かした反証の機会を与えつつも、その立証責任を転換するという訴訟構造は、利益相反取引に関する実体規範（三五六条・三六五条）の趣旨とも一体的に把握することができる。もっとも、この解釈に対

しては、三項の文言及び立法経緯との整合性、並びに「損害」概念の多義的運用が訴訟実務に混乱をもたらすおそれがあるとの批判もあり（高橋・前掲九七頁）、なお検討の余地が残る。この点でも、責任追及側には三項が有利となる可能性がある。また、会社法四二三条三項の推定機能を重視すれば、「実体のない取引」でXに損失を及ぼしたことで支払額全額を損害と認定することも可能と考えられる。

第三に、会社法四二三条三項の損害認定には、取締役に裁量を逸脱する判断・行為があったことを証明する必要があると解される（反対・前掲東京高判令和四・七・一三）。

(1) 責任追及側にそのような証明を要求すると、取締役の任務懈怠を証明するのと同じ結果となり、三項の構造に適合しない（松尾・前掲八四頁）。(2) また、独立当事者間取引でない利益相反取引の危険性に鑑み、関係取締役には特に慎重な判断が要求される。利益相反取引に関わる取締役は、重要事実の開示と取締役会の承認を得るために取引の公正性を確保することが任務の中に措定され、通常の業務執行よりも公正な取引条件の整備に務めることが要請されるため、その裁量は制約される（松中学「取締役の任務懈怠責任と利益相反」川濱・前田・洲崎・北村先生還暦記念『企業と法をめぐる現代的課題』（商事法務、二〇二一年）二

八八―二九二頁、内藤裕貴「判批」速報判例解説・新判例解説 Watch（二〇二二）二二九頁、山田泰弘「判批」金判一六八三号六頁）。一項には三項における(1)のような制限はないが、(2)（利益相反取引における取締役の裁量の制約）は同様に解釈されるべきであり、その場合は相違は生じない。この点、利益相反取引においては取締役の裁量が制約されるべきであり、利益相反のある場面では裁判所に厳格な審査を要求すべきであるという四―四での指摘は、一項における任務懈怠の判断においても同様に妥当する。

本件は、Y₂が実体のない契約を締結したという極めて悪質な事案であり、取締役に裁量を認める余地は全くない。しかし、事例を離れて一般論として、利益相反取引における取締役の裁量は通常の業務執行よりも制約されるという指摘（増田・前掲六頁）は、本件のような利益相反取引における任務懈怠の判断においても妥当する。さらに、増田・前掲判批は、利益相反のある状況で行われた寄付について、利益相反の影響を排除・軽減する取組みを取締役に積極的に要求するのであれば、少なくとも、そのような措置をとらずに寄付の交付において重要な役割を担った取締役の善管注意義務違反は認められてもよいと述べている（増田・前掲六頁）。この指摘は、本件においてY₂が虚偽・

不正確な情報を取締役会に開示し、実体のない契約を締結・履行させたことの悪質性を評価する上でも参考になる。

六 取締役解任の正当事由に関する判断

六一 正当事由の判断枠組み

〔判決の要旨〕 4 は、任務懈怠責任を認定した同2 を受けて、Y₂ の解任について会社法三三九条二項の「正当な理由」の有無を判断している。

会社法三三九条二項の損害賠償責任は、株主総会による解任自由の原則と役員の任期に対する期待の保護との調和を図る趣旨で定められた法定責任と解するのが通説・裁判例である（江頭・前掲四一九頁注七、『会社法コンメンタール七―機関(1)』五一―八頁「加藤貴仁」、前掲・論点体系・五〇頁「徳本穰」、大阪高判昭和五六・一・三〇判タ四四四号一四〇頁、東京地判昭和六三・二・二六判時一九一号一四〇頁等）。また、具体的にどのような場合に正当な理由が認められるかについては、取締役の任期に対する期待をどの程度保障すべきか見解が一致していないことから、学説では様々な見解が主張されているが、裁判例は、正当な理由の内容は、会社・株主の利益と当該役員の利益の調和の観点から決せられるべきであり、具体的には、

当該役員に「職務執行を委ねることができないと判断することやむを得ない客観的、合理的な事情があること」、
「会社が役員に対し取締役会としての責任の遂行を期待することが客観的に難しい状況がある場合」などという枠組みが採用され、定式化されている（東京地判平成二九・一・二六金判一五一四号四三頁、東京地判平成三〇・三・二九判タ一四七五号二一四頁、東京地判令和二・三・二判例秘書107530573等）。

〔判決の要旨〕 4 (1) もこの枠組みを踏襲している。また、同(2)のあてはめ部分は、① Y₂ が利益相反取引に該当するため取締役会の承認が必要であることを認識しながら、取締役会の決議を経ることなく、一一〇〇万円という多額の金銭を貸し付ける内容の本件消費貸借契約を締結したものであり、本件消費貸借契約の締結は法令違反行為に当たり、Y₂ が取締役として負う善管注意義務及び忠実義務に違反すること、② Y₂ は、本件ライセンス契約に関し、取締役の任務懈怠に基づく損害賠償責任を負うことの二つの事由で「職務執行を委ねることができないと判断することやむを得ない客観的、合理的な事情があること」に該当するとしている。

なお、それ自体は正当な理由とはいえないような事情を

複数認定した上で、それらを総合すれば、上記の枠組みに該当し、正当な理由があるとする裁判例もある（東京地判平成二九・九・二九・二〇一七 WKJPC A99298004 等）が、4 (2) の判示は、総合して正当な理由に該当するとの書きぶりではなく、それぞれが「正当な理由」に該当する事情である。

遠藤 元一

六―二 Y₂の主張に対する判断の意義

〔判決の要旨〕 4 (3) は、① X の事業は電解槽を Y₁ からライセンスされて初めて存続しうるもので、Y₁ に依存する関係にあつて本件消費貸借契約が取締役会で承認される可能性は高かった、② 本件消費貸借契約の目的を Y₁ の資金繰りに窮したこととの Y₂ の主張を排斥した部分である。

「正当な理由がある場合」は、規範的要件であると解され、その成立を根拠づける具体的な事実（評価根拠事実）及びその成立を妨げる具体的事実（評価障害事実）が主張立証の対象となると解され（新・類型別会社訴訟一）判タ一四九六号（二〇二二）七七八頁、一一頁）、また、会社法三三九条二項の文言等に照らし、正当な理由の立証責任は、会社側にある（抗弁説）と解するのが通説である（前掲・コンメンタール七・五二九頁「加藤」、前掲・論点

体系五一頁「徳本」、前掲・新・類型別一・一一頁）ため、上記 4 (3) は、Y₂ が主張立証責任を負う評価障害事実を認定しなかった箇所と位置づけられる。